



わたしの しょうがいしゃさべつ 障害者差別解消

せんげん 宣言!

どんなときも
当事者ファーストで!

しょうがいふくし
障害福祉サービス
事業者

こうりてきはいいよ
合理的配慮は
しょうがいしゃ けんじょうしゃ おな
障害者が健常者と同じ
スタートラインに立つための
ツールであることを忘れません!

ぎょうせいしよくいん
行政職員

こま
困っている人に
寄り添います!

みんかんじぎょうしゃ
民間事業者

しょうがい こせい
障害を個性として
受け止めてもらえるよう
発信していきます!

とうじしゃ
当事者

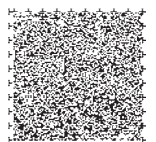
しょうがい りかい ふか
障害への理解が深まり
けつえきがた きがる
血液型のように気軽に
話せることをめざして
伝え続けていきます!

ほこしゃ
保護者

ゴーリーくん
ふとう さ べつてきとりあつか
不当な差別的取扱いや
こうりてきはいいよ
合理的配慮について
いっしょ かんが
一緒に考えていこう



にっ しん し
日進市



しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法って？



この法律のポイントはココ！

★ 不当な差別的取扱いの禁止

★ 合理的配慮の提供

不当な差別的取扱いの禁止

役所や会社、お店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由がないのに、障害を理由として差別することを禁止しているよ

不当な差別的取扱いの事例

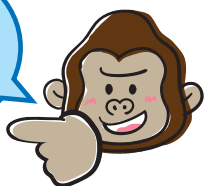
- ◆ 飲食店や施設において盲導犬との入店を断る
- ◆ 企業実習の際、障害のある人の受け入れを断る
- ◆ 入塾の際に、他の人にはない同意書の提出を求める
- ◆ 土足厳禁の飲食店で、車イスを土足の扱いとして降りよう求める



合理的配慮の提供

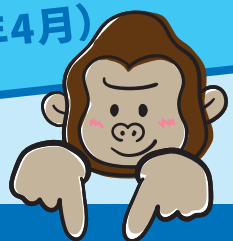
役所や会社、お店などの事業者は、障害のある人やその家族から、何らかの対応を求められたときは、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁（バリア）を取り除くなどの配慮をすることが求められているんだ

事例は
ページを
めくってね



改正障害者差別解消法が施行されました！（令和6年4月）

なにが変わったの？

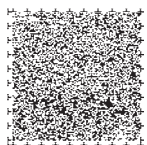


民間事業者の
合理的配慮の提供

努力義務から 法的義務へ

これまで合理的配慮の提供は、国の行政機関や地方公共団体は法的義務、民間事業者は努力義務でしたが、民間事業者においても法的義務※2になります。

（※2）雇用の分野における合理的配慮の提供については「障害者の雇用の促進等に関する法律」で法的義務とされています。



たいしょう しょうがい ひと 対象となる障害のある人って？

しょうがい びょうき しゃかい にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ こんなん
障害や病気があり、社会のしくみなどによって日常生活や社会生活が困難になって
いるすべての人が対象なんだ。障害者手帳を持っていない人も含まれるよ。

しょうがい しゅ べつ 障害種別

し たい ふ じ ゆう
肢体不自由

し かくしょうがい
視覚障害

ちようかくしょうがい
聴覚障害

じゅう ど しんしんしょうがい
重度心身障害

ない ぶ しょうがい
内部障害

せいしんしょうがい
精神障害

はったつしょうがい
発達障害

ち てきしょうがい
知的障害

こう じ のう き のうしょうがい
高次脳機能障害

なんびよう
難病

いろいろな障害があるね。

くるま はくじょう
車イスや白杖などによって

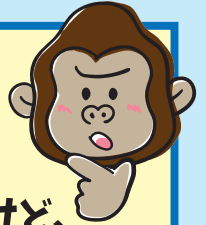
”目に見える障害”もあるけど、

のう しんたいない ぶ き のう しょうがい
脳や身体内部の機能の障害のように

”目に見えない障害”もあるんだよ。

こま
困っていることもいろいろだから

それぞれに合った配慮が必要だね！



このマークや
カードを
み かけたら
き 気にかけて
あげてね

ヘルプマークって知ってる？



ヘルプマーク

しょうがい えんじょ はいりょ ひつよう がいけん
障害があっても、援助や配慮を必要としていることが外見からは
わ 分らない人が、しゅうい ひと はいりょ ひつよう
周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる
ことで、えんじょ え 援助が得やすくなるようにするものです。

ヘルプカード



さいがい じ にちじょうせいかつ なか こま ば めん しゅうい ひと
災害時や日常生活の中での困りごとの場面で、周囲の人に
り かい し えん ちと 理解や支援を求めるきっかけを作るカードです。

カードには『苦手なこと・できないこと』や
ひつよう し えん はいりょ きにゆう
『必要な支援・配慮してほしいこと』などを記入します。

ほか しょうがい ひと
他にも障害のある人のためのマークはいろいろあるよ



ほじょ犬マーク

けん
身体障害者補助犬同伴の
けいはつ
啓発のためのマーク



身体障害者マーク

しんたいしょうがいしゃ
肢体不自由のある人が
うんてん くるま ひようじ
運転する車に表示するマーク



障害者のための国際シンボルマーク

しょうがいしゃ こくさい
障害者が利用できる建物や施設で
しめ せいかいきようつう
あることを示す世界共通のマーク



ハート・プラスマーク

しんたいないぶ しょうがい
身体内部に障害の
ひと あらわ
ある人を表すマーク



オストメイトマーク

じんこうこうもん じんこうぼうこう
人工肛門・人工膀胱を
ほゆう ひと しめ
保有する人を示すマーク



聴覚障害者マーク

ちようかくしょうがい
聴覚障害のある人が
うんてん くるま ひようじ
運転する車に表示するマーク



『白杖SOSシグナル』普及啓発シンボルマーク

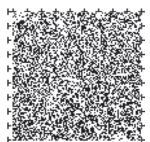
はくじょうえすおーえす ふきかうけいはつ
視覚障害の人のSOSの方法を普及啓発するマーク



耳マーク

ちようかく しょうがい
聴覚に障害があることを示し、
たいおうほうほう はいりょ ちと
対応方法に配慮を求めるマーク

くるま ひと
車イスの人だけじゃなく
しょうがい ひと
障害のあるすべての人の
ためのマークって知ってた



差別のないまち・日進をめざして

バリアフリーの
物件を紹介してくれるよ。
また、多動の子がいるから下の階に
音が響いてしまうかも、と心配している
家族の相談にもものってくれるんだ。

不動産会社

特別扱いとか不公平とか思われ
ちだけど、これも合理的配慮だよ

待合室にたくさんの人が
いると不安になって苦しくなって
しまう人には、静かな部屋に案内
してくれたり、発達障害の特性から
待つことができない人には、診察の順番を
繰り上げてくれたりするよ。

病院

障害のある人が窓口で
お越しの際には、
手話通訳や要約筆記、
読み上げ、拡大文字など、
それぞれの特性に合わせた
様々な方法で対応しているよ。

また、日進市では聴覚や言語に障害のある人、
自閉症や知的障害のある人の
ために、絵文字や写真を
用いたコミュニケーションボード
を作ったよ。

災害発生時に
障害のある人などが
必要な支援を受けられるように
要配慮者の避難所生活
サポートブックも
作成しているよ。

補助犬とは盲導犬や
介助犬、聴導犬の
ことなんだよ

市役所

バス

車イスやベビーカーでも
乗り降りできるようスロープ対応の
バスが増えてきているよ。バス内には
車イスのためのスペースもあるんだ。

つぎの
バス停で
おりてね

知的障害のある人には、
運転手さんが
降車場所を教えて
くれるよ。

周りの刺激に敏感で
集中し続けることができない子の
ために、別室でテストを
受けられるようにしたり、
仕切りのある机を用意
したりするなど、様々な
工夫をしているよ。

学校

売り場がわからない時は
店員さんに聞いてみよう。
目的の売り場まで案内してくれるよ。
多目的トイレが設置されていて、
オストメイトにも対応しているんだ。

スーパー
マーケット

お店の予約は
電話だけではなく、
メールやインターネット、
FAX でも受け付けているよ。
メニューは写真入りだと一目でわかるね。
視覚に障害のある人のためには
読み上げたり、お皿を置いた場所も
声に出して説明するよ。

スープを
2時の方向に
置きますね

レストラン



おしえて! ゴーリーくん

Q1

このリーフレットの事例以外の合理的配慮についても知りたいな



内閣府の「合理的配慮の提供等事例集」は障害種別ごとに事例がまとめられていてとってもわかりやすいよ!



Q2

企業などがこの法律に違反したら罰則が課せられるの?



民間事業者などに違反があった場合、すぐに罰せられるわけでは
ないんだよ。でも同じ事業者によって繰り返し差別が行われたり、
自主的な改善が期待できない場合は、担当の大臣が事業者に対して
報告を求めることがあるよ。うその報告をしたり、報告をしなかった場合は
罰則(20万円以下の過料)の対象になるんだ。

Q3

個人的に障害のある人と接するときも法律の対象になるの?



国の行政機関や地方公共団体、民間事業者等を対象にしており、
一般の人が個人的な関係で障害のある人と接するような場合や、
個人の思想、言論などは対象にならないよ。

Q4

気になることや困ったことがあったらどうしたらいいの?



下記の相談窓口気軽に相談してね!

相談窓口

★日進市役所健康福祉部地域福祉課

(平日 8:30~17:15)

TEL 0561-73-1519 FAX 0561-72-4554

メール chiikifukushi@city.nisshin.lg.jp

その他障害福祉に関する専門的な窓口

★日進市障害者相談支援センター (月~土曜日 9:00~17:00)

TEL 0561-72-0853 FAX 0561-75-6615

メール syougaisoudan@nisshin-shakyo.or.jp

★尾張東部権利擁護支援センターあすライツ (月~金曜日 9:00~17:00)

TEL 0561-75-5008 FAX 0561-75-5088

メール mail@owaritoubu-kouken.net

